

諮問第 63 号の答申
患者調査の変更について（構成案）

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

(2) 理由等

ア 調査事項の主な変更

※「調査事項の主な変更」の記載対象事項については、部会の審議に付された事項のうち、以下の事項に該当するものは除外した。

- ① 注意書きの表現や設問の配置の変更など変更内容が軽微な事項
- ② 法令の改正に伴い当然に必要とされる変更事項

<病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、一般診療所票、病院退院票及び一般診療所退院票に関する調査事項>

(ア) 変更事項 1

- 受領の状況－副傷病名

<歯科診療所票に関する調査事項>

(イ) 変更事項 2

- 傷病名

イ 調査方法

2 諮問第 33 号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」（平成 23 年 4 月 22 日府統委第 51 号）における今後の課題への対応状況について

- ・ 前回答申の指摘事項である DPC 調査やレセプト情報の活用及びオンライン調査の導入に関する厚生労働省の対応状況や検討結果について記載
- ・ 上記対応状況や検討結果に対する部会としての評価について記載

3 今後の課題